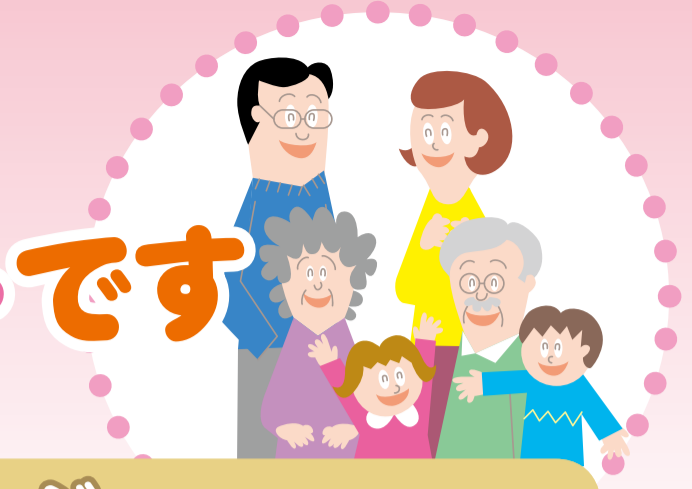


はい! 稚内市 消費者センターです



市長からのメッセージ

近年、消費者を取巻く状況は、多様化し利便性の向上が図られている反面、商品事故や悪質商法等で高齢者や若者等の被害が後を絶ちません。稚内市は消費者問題防止のための啓発活動や市民が正しい判断ができるよう情報の提供及び相談窓口の強化を図り、消費者保護対策をさらに進めてまいります。困ったこと、身に覚えのないこと等がおきたときには、一人で悩まないで少しでも早く相談してください。あなたの大切な財産を守ってください。

消費生活センターに相談しよう

消費生活センターとは

消費生活センターは、都道府県や市町村等が運営している消費生活に関する相談機関です。(稚内市においては「稚内市消費者センター」という名称です)相談員が常駐し、事業者との契約や商品サービスの品質等に関する相談を受け付け、助言や必要に応じてあっせんを行います。電話でも相談できますが、来所による面談にも対応しています。



相談をするときには

相談員は消費生活に関する専門家ですが、相談をすれば、自動的に問題が解決されるわけではありません。相談者と一緒に考え、解決する方法を探ります。

相談する際は、客観的な資料があると、相談員が正確に問題点を把握するのに役立ちます。トラブルの内容によって異なりますが、例えば、**契約書・見積書、保証書、製品の写真やパンフレット**などです。加えて、トラブル発生までの出来事を**時系列にまとめたメモ**があると相談がよりスムーズに進みます。

最初から完璧な資料をそろえなければ、と思うことはありません。「何が必要ですか」と相談員に聞いてください。消費生活センターを気軽に利用しましょう。

(独立行政法人国民生活センター発行の「くらしの豆知識」より抜粋)

くらしを見なおす 消費生活展

日々の生活を見直してみませんか?

日時：平成30年9月29日(土) 10時~14時
場所：副港市場
内容：パネル展示、リフォーム教室、啓発コーナー、水素自動車展示など

出前講座

町内会や学校に出向き消費者被害防止のための出前講座を行っています。内容は受講者の要望に合わせておりますので希望される方は、稚内市役所地方創生課まちづくり協働グループ(☎23-6471)までご連絡ください。

稚内市消費者センター

中央4丁目16番2号 保健福祉センター2階

電話 / 23-4133 FAX / 23-4134

相談受付時間 / 月曜日~金曜日

10時~16時 (ただし、祝祭日は除く)

相談受付時間以外に相談を希望する方は、市役所くらし環境課 市民生活グループ ☎23-6413 (直通) までご連絡願います

消費者ホットライン

局番なし

188

いやや!

日本全国のお近くの消費生活相談窓口をご案内します。いざという時のために「いやや!」でおぼえておくと便利です。